



可燃ごみ指定袋の今後の取り扱い

可燃ごみ指定袋の欠品についてご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。今後の取り扱いを取りとめましたのでお知らせします。

新デザインの可燃ごみ指定袋の販売開始時期

令和8年5月予定

※販売開始から当面の間は、1人2パックまでの購入制限をします。

現行の可燃ごみ指定袋の購入可能枚数

1人2パック(20枚)まで

ご家庭で可燃ごみ指定袋がなくなったときは

- ・市販の透明または半透明の20Lから45Lのビニール袋をお使いください。記名や可燃ごみ等の表記は必要ありません。
- ・他市町村のごみ袋は使えません。
- ・透明または半透明のビニール袋でごみが出せる期間は、決定次第お知らせします。

現行可燃ごみ指定袋の利用期限

令和8年7月31日まで

※現行の可燃ごみ指定袋は、令和8年3月31日で販売を終了します。

資源ごみ指定袋(黄色の袋)について

資源ごみ指定袋(黄色)については令和8年3月31日で販売を終了します。ご家庭で残った袋は、令和9年3月31日までペットボトル排出専用として使用できます。

問 生活環境課 生活環境G ☎ 52-1111 内線 113



市外へのお引越しは「オンライン転出届」が便利です(来庁不要)

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出届の提出が可能です。このサービスを利用すれば、市役所への来庁は不要です。転出の際はぜひご利用ください。

手続きの流れ

- ①マイナポータルから申請
- ②完了通知が届いた後、引越し先の市区町村窓口へマイナンバーカードを持参し、転出届を提出

※紙の転出証明書は発行されません。

※**転入(新しい住所地)の手続きには必ず窓口への来庁が必要です。**また、国民健康保険、介護保険等の手続きが別途必要な場合があります。



▲マイナポータル



▲市ホームページ

問 市民課 市民G ☎ 52-1111 内線 102



令和8年度福祉タクシーの利用申請を受け付けています

高齢者や障がいのある方の日常生活の移動手段を支援するため、利用料金の一部を助成する福祉タクシー券の申請を受け付けています。

対象	公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由な方で、次のいずれかにあてはまる方 ・満65歳以上の方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の医療受給者証をお持ちの方 ※各種手帳をお持ちの方は、申請時に提示してください。
利用限度	年48回まで(交付決定月により回数異なります)
申込方法	申請書を長寿福祉課または各支所へ提出(郵送可)

以下の方へは2月中旬に申請書を郵送していますので、ご確認ください。

- ・令和7年4月～12月の間にタクシー券を利用された方(行事用タクシー券のみの利用の方へは送付していません)
- ・令和7年12月1日～令和8年1月31日に令和7年度分の申請をされた方

問 長寿福祉課 高齢者支援G ☎ 52-1111 内線 173